

計画相談支援関係Q & A

1. 相談支援専門員について

Q. 相談支援専門員は、ヘルパーなどの業務を兼務することはできるのでしょうか。相談支援には専任として関わるということでしょうか。

A. 相談支援専門員は、原則として、指定特定（障がい児）相談支援事業所の業務に専従することとなっていますが、相談支援業務に支障がない場合は、事業所における他の職務を兼務することができます。
但し、計画のモニタリング等を行う場合、兼務する職員自身がヘルパー等として、担当する障がい者等に対し行うことは望ましくありません。

2. モニタリングについて

Q. モニタリング等を予定通り実施できなかった場合、どのくらい猶予期間が考慮されるのでしょうか。

A. 原則として、モニタリングが予定通りに行われなかった際の猶予期間は定められておりません。障がい者等の状況（入院等）により、モニタリングが予定どおり行えない場合は、障がい福祉課までお問い合わせください。

Q. サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画は、市へ提出が義務づけられていますが、モニタリング結果については、モニタリング記録等の書類を提出する必要があるのでしょうか。

A. モニタリングについては、支給決定の更新や変更が必要となる場合や、モニタリング期間を設定し直す必要がある場合等、必要に応じてモニタリング結果を市に報告していただくこととなります。
なお、市から毎回モニタリング結果について報告を求めることもあります。

3. 対象者について

Q. 地域活動支援センターや移動支援等の『地域生活支援事業』のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外でしょうか。

A. お見込みの通りです。

4. プロセス等について

Q. 指定特定（障がい児）相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成するにあたり、利用者と事業者との間で必ず契約書を交わすことが必要でしょうか。

A. 重要事項説明書の交付・同意の上、契約書の締結が必要です。

Q. 訓練等給付のみの場合もサービス等利用計画を作成する必要があるのでしょうか。

A. 計画相談支援の対象者は、

①障がい福祉サービスの新規・変更申請に係る障がい児者（保護者）

②地域相談支援の申請に係る障がい者

であり、訓練等給付のみの場合も計画作成は必要です。

5. その他

Q. 事業者は計画相談支援を行うためには、何をしておけばよいでしょうか。

A. 指定特定（障がい児）相談支援事業者になるには、市保健福祉総務課に指定申請書や事業開始届等の書類を届け出て、事業所の指定を受ける必要があります。

事業指定に関するご質問等は、下記までお問い合わせください。

◎保健福祉総務課 法人・施設グループ

TEL : 028-632-2916